

## 当面期間の「入部制限」について

近年の部員急増に伴う措置として、当面期間の「1. 入部制限」を実施する。

### 1. 入部制限について

#### (1) 入部制限

部長は、「(2) 期間」で定めた期間は、「(3) 入部を承認しない者」の入部を承認しない。

#### (2) 期間

平成30年1月～12月（これ以降については、適宜、幹事会で決定する）

#### (3) 入部を承認しない者

部長が入部を承認しない者（以下、「不承認者」という）は、下記のいずれかに該当する者とする。ただし、平成29年12月までの期間に、練習体験に来た者、堺市役所職員外の現役部員の家族であるものを除く。

- a) 堺市役所職員以外の者（堺市教員、堺市外郭団体職員は堺市役所職員とみなす）
- b) 短期臨時職員（アルバイト）である者
- c) 過去に当部を退部した者（退部・再入部の理由が、やむを得ないものとして幹事会で承認されたものを除く）

#### (4) 不承認者への対応

不承認者への対応は、現在は入部制限をしている旨を説明したのち、下記とする。

- a) 不承認者から練習体験参加希望の連絡を事前に受けた場合は、練習体験参加を断る。
- b) 不承認者が練習当日に練習会場に来た場合は、練習体験をさせる。

平成29年12月

堺市役所硬式庭球部 部長 山本 博之